

## 施工体制台帳等の作成にあたって

公共工事（※1）の受注者が、当該建設工事を施工するために下請契約を締結した場合は、下請金額に関わらず、次のことが義務付けられています。

- 施工体制台帳を作成し、施工体制台帳を作成し工事現場に備え付けるとともに、その写しを発注者（監督員）に提出する。
- 施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示する。

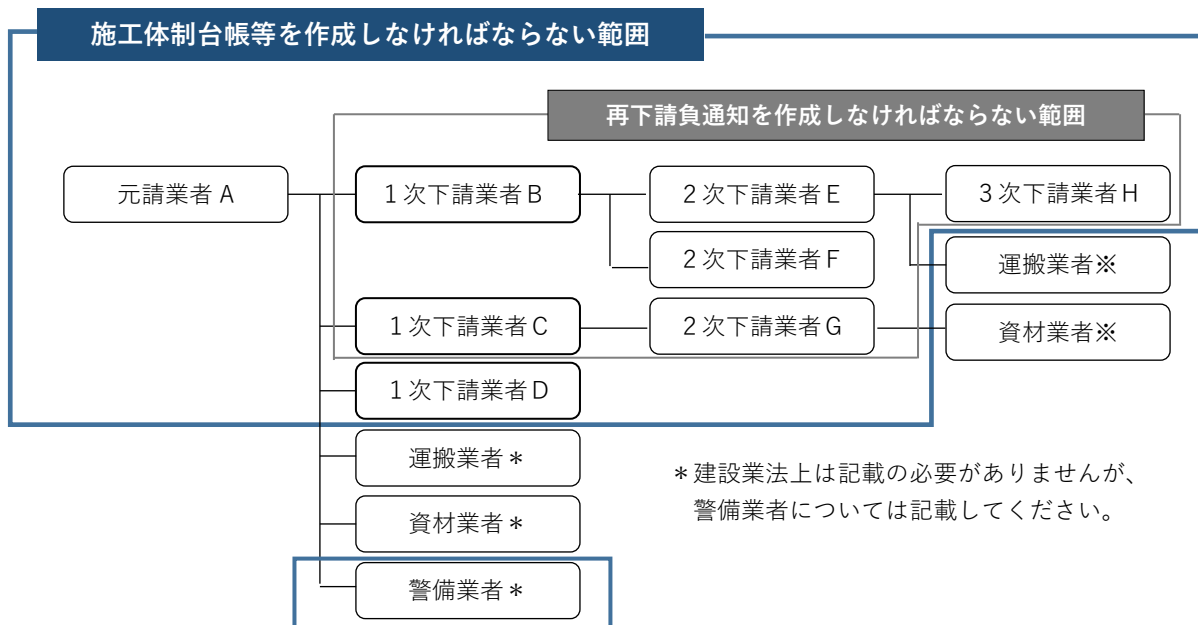
（※1）「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」をいいます（入札契約適正化法第2条第2項）。

作成にあたっては、次の内容に留意いただき、台帳等の適切な整備にご協力ください。

### ●施工体制台帳の作成範囲：すべての下請業者の記載が必要です。

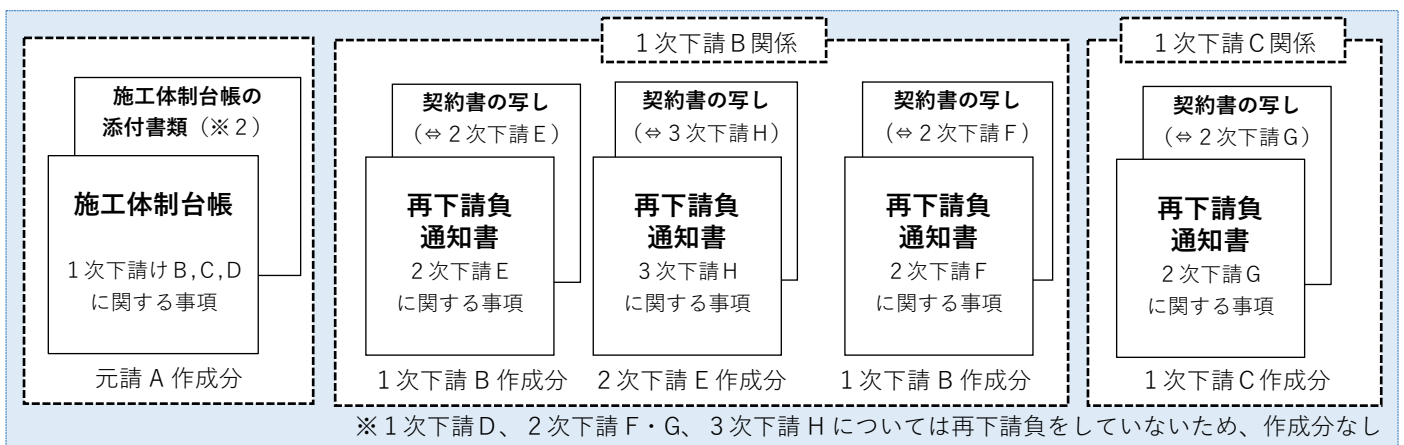
ただし、「建設工事の請負契約」\* に該当しない資材納入、調査業務や運搬業務にかかる下請業者等については、建設業法上は記載の必要がありません。

図1 施工体制台帳を作成しなければならない範囲



### ●施工体制台帳の構成：図2に示すような所定の記載事項と添付書類で構成されます。

図2 施工体制台帳の構成（図1の施工体制の場合）



(※2) 施工体制台帳の添付資料（元請負人に関する事項）

- ①発注者⇄元請業者間の契約書の写し
- ②元請業者⇄1次下請間の契約書の写し
- ③主任技術者・監理技術者の資格を証する書面（資格者証の写し等）
- ④主任技術者・監理技術者の雇用を証する書面（健康保険等の写し）
- ⑤専門技術者を置いた場合は、その資格及び雇用を証する書面

## ●施工体制台帳の記載、作成例：下記作成例等を参照してください。

### 国土交通省 作成例

➡ [https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000191.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000191.html)

近畿地方整備局 『建設業法に基づき適正な施工体制と配置技術者』（P.21～35）

➡ <https://www-1.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetugyo/>

## ●施工体制台帳・施工体系図作成に係る関係者への周知

- 下請業者に「施工体制台帳作成工事である旨」を周知することも元請業者の義務です。
- 元請業者は、自身に関する事項を施工体制台帳に記載するとともに、下請業者に関する事項について、添付すべき書類を求めたうえで作成しなければなりません。そのためにも、下請業者にも施工体制台帳作成工事であること及び再下請負通知書の提出案内を下請業者に周知しなければなりません。

## ●社会保険加入の徹底

- 平成31年4月より、全ての元請負人に社会保険等の加入を求めています。
- 社会保険等未加入の場合は、「社会保険加入対策に係る事務処理要領（平成31年3月22日行財契第1423号通知（令和2年4月1日改正））」に基づく指導や契約解除、指名停止等の措置の対象となります。元請負人は、下請負人の社会保険等加入状況の確認、未加入業者があるときは加入指導等の実施をお願いいたします。

「神戸市契約における社会保険未加入対策の推進について」 →詳しくは下記神戸市HPへ

[https://www.city.kobe.lg.jp/a05182/business/contract/bid/sankashikaku/shakaihoken\\_taisaku.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a05182/business/contract/bid/sankashikaku/shakaihoken_taisaku.html)

令和4年4月

神戸市建築技術管理委員会事務局

---

施工体制台帳に記載すべき事項および添付書類は、建設業法施行規則第14条の2第1項および第2項で定められています。